

「新潟市火入れに関する条例」の一部改正(案)について

1 新潟市火入れに関する条例について

本条例は、森林法の規定に基づき、森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内の土地の火入れについて、許可の手続きや火入れの制限などの必要な事項を定めています。

2 改正の背景

国は、令和7年2月に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要である、との報告を取りまとめました。

本市でも国の通知を基に、新潟市火災予防条例を改正し、林野火災に関する注意報等を発することができるようになります。

この動きに伴い、「新潟市火入れに関する条例」の一部を改正し、林野火災注意報発令時の火入れについて定めます。

併せて、昭和63年4月1日に改称が行われた気象注意報にかかる文言修正等を行います。

3 新潟市火入れに関する条例 改正案

(1)新しい第14条を追加し、「林野火災注意報発令時の火入れの中止に関する努力義務」を定めます。

(林野火災注意報発令時の火入れの中止に関する努力義務)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、林野火災に関する注意報が発令された場合には、火入れを行わないよう努めなければならない。
2 火入責任者は、林野火災に関する注意報が発令された場合には、速やかに消火するよう努めなければならない。

(2)新しい第14条の追加に伴い、第15条・第16条・第17条を1条ずつ繰り下げます。

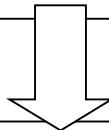
【現行】	【改正案】
第1条	第1条
(略)	(略)
第13条	第13条
第14条 (略)	第14条 追加
第17条	第15条 (略) 第18条

(3)条の繰り下げに伴い、第4条第1項の規定を修正します。

【現行】

(許可証の交付等)

第4条 市長は、火入れの許可をするときは、森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第3項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した許可証(以下「火入許可証」という。)を交付するものとする。



【改正案】

(許可証の交付等)

第4条 市長は、火入れの許可をするときは、森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第16条まで及び第17条第3項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した許可証(以下「火入許可証」という。)を交付するものとする。

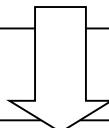
(4)新たな第15条において、気象注意報の文言修正等を行います。

【現行】

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには、直ちに消火しなければならない。



【改正案】

(火入れの中止)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災警報が発令された場合には、直ちに消火しなければならない。